

随意契約理由書

1. 案件名称

衆議院議員通常選挙事務にかかる南投票所施設借上業務

2. 契約の相手方

大阪厨房料飲機器家具協同組合

3. 随意契約理由

南投票所の施設借り上げについて、投票区の範囲は限られた地域であることから、南投票所の区域内に所在する貸し施設を借り上げる必要がある。しかしながら、頻繁に投票所を変更することは区民への混乱を招くことにもなり前回と同様の施設を使用することが望ましく、また、立地条件、施設面積等の必要条件を満たす施設は河原センタービルしか存在しないため。なお、河原センタービルの所有者は、大阪厨房料飲機器家具協同組合である。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06-6267-9625）

随意契約理由書

1. 案件名称

窓口サービス課事務用渉外身分関係先例判例総覧（追録）の購入

2. 契約の相手方

日本加除出版株式会社

3. 随意契約理由

本書籍は、現在窓口サービス課において所有しており、戸籍事務において使用している渉外戸籍（外国籍の者が関連する戸籍の届出）の先例・判例をまとめた書籍の追録である。

戸籍事務は過去の判例、先例に基づいて事務が行われることが多く、また希少な事案に対する相談業務および届出の処理を行うにあたっては、最新の判例、先例の把握が不可欠であり、日々追加される判例や先例を適切に把握し、正確な戸籍事務の執行を図るため本書籍の活用している。

追録には、最新の戸籍に関する判例、各自治体から法務局へ寄せられた疑義に関する回答が掲載されている。

また、過去の先例も戸籍、国籍をめぐる世論の変化を受け、解釈や運用に変更が加えられることもあり、最新情報の把握は戸籍事務執行に必要不可欠である。かつ、本書は加除式書籍であり、元になる書籍の出版元が日本加除出版株式会社であり、その書籍に対応する追録を発行している会社も同社のみであるため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06-6267-9625）